

嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において医療機関を運営する者が、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種、並びにマイナンバーカードによるオンライン資格確認及びオンライン診療等の環境整備を行った場合に、市が予算の範囲内で協力を金を交付することについて、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 病院、診療所、歯科医院又は調剤薬局をいう。
- (2) オンライン診療等 オンライン診療、オンライン面会、オンライン予約及びオンライン処方をするをいう。

(事業対象者)

第3条 協力金の交付の対象となる者（以下「事業対象者」という。）は、保険診療を行う市内の医療機関とする。

2 事業対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 事業対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(対象事業)

第4条 協力金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業対象期間)

第6条 協力金の交付の対象となる期間は、令和4年2月28日までとする。

(協力金の交付回数)

第7条 協力金の交付は、1医療機関ごとに1回とする。

(協力金の申請)

第8条 協力金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種協力金の申請にあつては、嬉野市新型コロナウイルスワクチン接種状況報告書（様式第2号）

(2) マイナンバーカードによるオンライン資格確認環境整備協力金の申請にあつては、顔認証付きカードリーダーの申込みを行ったことが分かるもの

(3) オンライン診療等環境整備協力金の申請にあつては、オンライン診療等の環境整備を行ったことが分かるもの

(4) 協力金の振込先の通帳の写し

2 前項の申請書等の提出期間は、令和4年2月1日までとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の申請書等を受理した場合において、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(協力金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により協力金の交付の決定通知を行ったときは、当該通知を行った日から起算して30日以内に、申請者の指定する口座への振込みの方法により協力金を交付するものとする。

(協力金の返還)

第11条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたと

認めるときは、既に交付した協力金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条、第5条関係)

対象事業	協力金の額 (上限額)	交付の条件
新型コロナウイルスワクチン 接種	500,000 円	個別接種の実施又は集団 接種に 5 日以上従事した こと。 ただし、個別接種を実施 せず、集団接種に 1 日以 上 4 日以下従事した場合 は、1 日当たり 100,000 円を交付する。
マイナンバーカードによるオ ンライン資格確認環境整備	一律 200,000 円	令和4年1月31日までに 顔認証付きカードリーダ ーの申込みを完了してい ること。
オンライン診療等環境整備	一律 100,000 円	令和4年1月31日までに オンライン診療等の環境 整備を完了しているこ と。

※各対象事業の協力金の額は、1 医療機関に交付する上限額とする。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

嬉野市長

様

申請者 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)
電話番号 () _____

嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金交付申請書兼請求書

嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金の交付を受けたいので、嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

対象事業協力金名		協力金交付申請額		
①新型コロナウイルスワクチン接種協力金		円		
②マイナンバーカードによるオンライン資格確認環境整備協力金		円		
③オンライン診療等環境整備協力金		円		
交付申請・請求金額合計		円		
振込先	金融機関名	銀行・金庫 農協・組合		本店・支店・本所 支所・出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義			

※添付書類 ①嬉野市新型コロナウイルスワクチン接種状況報告書（様式第2号）

②顔認証付きカードリーダーの申込みを行ったことが分かるもの

③オンライン診療等の環境整備を行ったことが分かるもの

④振込先の通帳の写し

様式第2号（第8条関係）

嬉野市新型コロナウイルスワクチン接種状況報告書

医療機関名				
ワクチン接種状況	個別接種、集団接種の別	該当チェック	嬉野市確認	
	個別接種の実施			
	集団接種への 従事	5日以上		
		4日		
		3日		
		2日		
1日				

※ワクチン接種状況については、該当チェック欄に「○」を記入してください。

※嬉野市確認欄は、記入しないでください。

※個別接種の実施又は集団接種への従事日数が5日以上の場合、協力金の申請額は、上限額の50万円となります。なお、個別接種の実施と集団接種への従事両方を行った場合でも、協力金の申請額は、上限額の50万円となります。

※個別接種を実施せず、集団接種への従事日数が1日以上4日以下の場合、1日当たりの協力金の申請額は、10万円となります。

【参考】

集団接種への 従事月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※集団接種に従事した月日を記入してください。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

嬉野市長



嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 嬉野市新型コロナウイルス対策事業費協力金については、次のとおり交付（不交付と）します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定に付する条件
- 3 その他